

教職員のための
児童虐待対応の手引き
改訂版

笠間市要保護児童対策地域協議会
(笠間市こども政策課)

	発行日	改訂内容
第1版	令和3年10月1日	初版発行 令和6年4月1日の笠間市組織改編に伴い、 子ども福祉課の名称及び連絡先をこども政策 課へ変更
第2版	令和6年7月1日	P.7 (6) 文章追加 ただし、性的虐待を疑う発言を聞いたら、記憶の汚染になるので決して追加で質問はしないで、すぐに児童相談所に連絡してください。 P.17 要保護児童対策地域協議会機関・団体の追加 及び名称修正

目 次

1 児童虐待への具体的対応	
(1) 児童虐待の早期発見と通告の義務	P4
(2) チームとしての組織的対応	P4~5
(3) 気づきと疑い	P6
(4) 緊急性の判断	P6
(5) 早期対応	P6
(6) こどもからの聞き取り	P7
(7) 親との連絡（面談・家庭訪問）	P7~8
(8) 正確な記録	P8~9
2 児童虐待を見逃さないために	
(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン	P9
(2) 早期発見のためのチェックリスト（学校用）	P10~11
学校による虐待対応の流れ	P12
児童虐待の重症度の判断基準	P13~14
児童相談所の役割	P14
こども政策課の役割	P14
3 要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク	
(1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは	P15
(2) 対象となるこども等	P15
(3) 要対協におけるこども政策課の役割	P15
(4) 要対協の約束	P16
(5) 要対協の活動	P16
(6) こども支援のネットワーク	P17
◆ 虐待と思われる事案の記録	P18
◆ 通告・通報先	P19

1 児童虐待への具体的な対応

(1) 児童虐待の早期発見と通告の義務

◆児童虐待の早期発見の義務

- ① 幼稚園や学校、保育園や児童福祉施設、病院その他
- ② 保育関係者、幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他
児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律第5条

◆児童虐待の通告義務

児童虐待の通告は全ての国民に課せられた義務です。

児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

平成16年の児童虐待防止法改正では、虐待を受けた児童＝児童虐待を受けたと思われる児童となりました。

(2) チームとしての組織的対応

学校においても、校内に虐待対応担当教諭（職員）を置き、職員個々の意見や、こどもや家庭に対する情報を取りまとめ、管理職に報告し、組織として判断、対応ができるシステムや体制を構築してください。管理職が不在であっても、通告・通報の判断に遅れが出ないよう、全教職員で緊急時の連絡方法について共有しておく必要があります。

校長等管理職は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合は積極的にそれを受け止めるとともに、専門的な判断や対応が必要な場合があることから、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識し、以下の点に留意しながら対応を進めてください。

多面的な視点を持ち、役割分担によるストレスの軽減を図るためにも組織での対応、校内連携が重要です。

児童虐待への対応における役割



(3) 気づきと疑い

- ①「いつもと違う」、「何か不自然だ」というような虐待のサインに気づいたら、まず、児童虐待の早期発見チェックリストに書き込んでみましょう。
早期発見チェックリスト（学校用）P10～11
- ②「この程度で虐待を疑うのはどうか」といったような迷いは禁物です。虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することから始まるのです。虐待を疑ったら、まずは職場で同僚や管理職に相談してみましょう。

※一番大切なこと、「子どもの安全を守る」ということであり、子どもの視点に立つことであり、子どもにとって有害かどうかが判断の基準です。

(4) 緊急性の判断

- ①児童虐待の重症度の判断基準を参考にしてください。
「子どもに危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、時間を置かず直ちに管理職に報告し、児童相談所に通告するとともに、警察にも通報してください。
- ②子どもの安全確保
緊急性の高い場合は、虐待を受けた子どもを学校に留め置く等、子どもの安全確保を優先しましょう。

(5) 早期対応

「疑い」の段階からの早期対応が重要です。
児童相談所は重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続をとりたいと考えており、児童生徒が在校している時間帯で対応することにより早期に子どもの安全を守ることにつなげることができます。

一時保護する必要性が高いと考えられる場合は、児童相談所等に速やかに通告します。

特に、

- ◆明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ◆生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ◆性的虐待が疑われる場合
- ◆本人が帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

(6) こどもからの聞き取り

虐待されたこどもから聞き取ることが、こどもにとってマイナスになるのではなくかとの配慮し、聞き取りを躊躇しがちです。適切な方法による聞き取りは、こどものエンパワメントにつながり保護につながります。

ただし、性的虐待を疑う発言を聞いたら、記憶の汚染になるので決して追加で質問はしないで、すぐに児童相談所に連絡してください。

学校関係者は、踏み込んだ聞き取りや度重なる質問をするのではなく、やり取りを通してこどもの普段と異なる表情、言動をキャッチし、こどもの気持ちに寄り添うような聞き取りをしてください。

聞き取りの際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などと、オープンクエスチョン形式で訊ねることが適切です。また、こどもの言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮も有効でしょう。

聞き出した発言そのものやその際の表情・態度をそのまま記録しておくと、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。

次のことを念頭に置きながら、こどもからの聞き取りを行ってください。

- ① 原則として、あらかじめ、関係者で十分な検討をしておく。
- ② こどもがリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- ③ 聞き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- ④ 無理をしない。詰問調にならないようにする。
- ⑤ こどもの言葉に共感し、受容的に受け止める。
- ⑥ 親、家族のことを、ことさらに責めない。
- ⑦ こどもが安心できる話し方、質問方法を心がける。
- ⑧ 「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避ける。
- ⑨ ひどい状況を聞いても驚かず、動搖を見せない。
- ⑩ 聞き取りの回数は、できる限り少なくする。

虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応することになります。

(7) 親との連絡（面談・家庭訪問）

目的は、虐待事実・家庭状況や親の子育て観等の確認をすることです。

学校が親にけがの理由等を確認することは親との信頼関係を維持するために大変重要です。児童相談所や市から親に第一報が入れば、学校が虐待を疑い通告したととらえる親は少なくないからです。

「〇〇君がケガしていたので心配で連絡しました。」「〇〇さんが元気がない様子

なのでご家庭で気がかりなことはありませんか」等、子どもの様子が心配であることをまず伝えてください。

状況を聞いたうえで、学校は報告義務があるため、児童相談所や市に通告することを親に伝えてください。

◆子どもの負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避けてください。

◆虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けてください。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、子どもにさらなる危害が加えられるおそれもあるからです。

◆外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は虐待が疑われるため通告が必要です。

- ① 校内の虐待対応組織（サポートチーム）等で、事前に十分な検討をする。
- ② 訪問や面接はできるだけ複数で行う。
- ③ 訪問に拒否的態度をとる親には無理をしない。
- ④ 矛盾する話をする親を追求する態度をとらない。
- ⑤ 共感的態度で親の指導批判はせず、虐待だけを話題にしない。
- ⑥ 面談・家庭訪問は、終了後、その状況を速やかに記録すること。
- ⑦ 性的虐待の疑いのある時は、面談・家庭訪問はしない。

（8）正確な記録

虐待の疑いのある子どもを発見した時は、疑いを持った時から記録を残すことが大切です。

子どものケガやあざは、日数が経てば状況が変化してしまい、虐待を疑う根拠が消えてしまうことがあります。また、子どもや保護者の状況も記録に残しておかないと、時期や状況が曖昧になってしまいます。

さらに、虐待の対応は、多くの機関がかかわり、長期に及ぶことが多いため人事異動などで担当者が変わっても、関係機関への連絡や後任への引き継ぎ等必要な情報が確実に伝わっていくように、事実か伝聞かの区別を明確にした憶測を交えない正確な記録を残す必要があります。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱われることになります。当該記録について、保護者が本人（子ども）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子ども（本人）の

生命又は身体に支障が生ずるおそれ、あるいは、こども（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示決定とすることを検討する必要があります。

2 児童虐待を見逃さないために

（1）「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

こどもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができるたりする場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けているこどもにもみられます。こどもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。こどもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキヨロキヨロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまったりするなど、不自然な行動がみられることがあります。

（2）早期発見のためのチェックリスト

次ページから、チェックリストが掲載されています。冒頭部にある※の注意書きを読んでから使用してください。

早期発見チェックリスト（学校用）

※ チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありません。

チェックリストの複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、S O Sのサインが他にもないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意してかかる必要があります。

【子どもの様子】

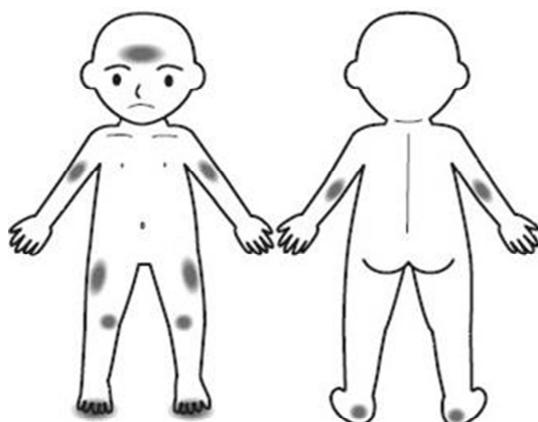
- 説明が不自然な、打撲によるあざや火傷などがよく見られる
- 特別な病気もないのに身体的・精神的に発達が著しく遅れている
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- ささいなことでカーッとなり、他の子どもへの乱暴な言動がある
- 親の前ではおびえた態度になる
- 小動物に残虐な行為をする
- 身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節や気温にそぐわない服装で登校する
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 虫歯が多い
- 給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度も要求する
- 友だちの家や近所のお宅でたびたび食事をごちそうになっている
- 授業に集中できず、ボーッとしている
- 急激な成績の低下がみられる
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 放課後、帰宅したがらず、時には家出・外泊をする
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない
- 盗みや嘘を繰り返す
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない

【保護者の様子】

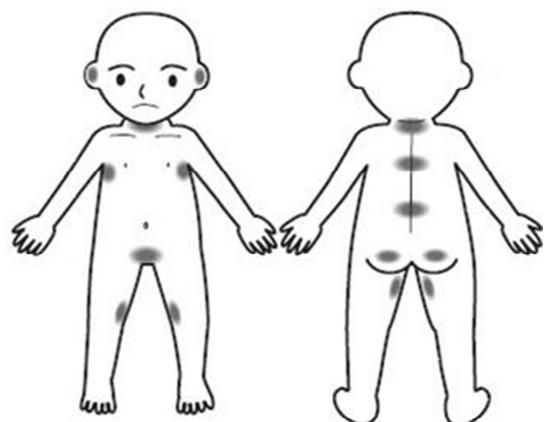
- 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもが自分の思いどおりにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 感情的になったり、イライラしていてよく怒る、罵声を浴びせる
- 子どもに能力以上のことを無理やり教えよう（させよう）とする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 無断で欠席させことが多い
- 長期病欠していても、医療機関を受診させていない
- 子どもの学校での生活に無関心である
- 教職員との面談を拒む
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 母親にも暴力を受けた傷がある※DVが疑われる

★ 緊急性が高い場合→早急に児童相談所（警察あるいは医療機関）へ通告する

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷が繰り返されている
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、大きいけがや重病を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致死的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）



〈事故でけがをしやすい部位〉



〈虐待によるけがが多い部位〉

学校による虐待対応の流れ

発生予防

- ・日常の観察による保護者や子どもの様子、家庭の状況の把握
- ・保護者や子どもの相談対応（必要に応じ市や児童相談所などへ相談を勧奨）
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動

虐待の徴候・不自然さへの気づき

チェックリスト

虐待懸念

虐待疑い

- ・学校内で情報共有
- ・保護者や子どもとの接触機会を増やす
- ・保護者への丁寧な対応・声かけ
- ・通告に備え保護者や子どもの様子を記録

虐待疑い

内部で緊急性を判断（緊急時を除き原則として会議で検討）

緊急性高

通告または
情報提供・相談

通 報

連 絡

警 察

教育委員会

緊急性高

児童相談所

支援・送致

緊急性低

笠間市こども政策課

連携

<学校の対応>

○施設入所等のケース

- ・保護者や子どもの相談対応

○在宅のケース（施設退所後を含む）

- ・子どもの出欠状況等の報告
- ・日常的な細やかな援助（児相と調整）
- ・緊急時に情報提供や通告
- ・保護者や子どもの相談対応

<学校の対応>（要対協に参画）

○在宅のケース（施設退所後を含む）

- ・子どもの出欠状況等の報告
- ・日常的な細やかな援助（市と調整）
- ・緊急時に情報提供や通告
- ・保護者や子どもの相談対応

については

P4~9 「具体的対応」をご覧ください

緊急性は「虐待の重症度判断基準」を参考に判断してください。

児童虐待の重症度の判断基準

① 最重度

(生命が危ぶまれる)

- 頭部外傷の可能性→投げる、頭部を殴る、逆さ吊り、乳児を強く揺する
- 腹部外傷の可能性→腹部を蹴る、踏みつける、殴る
- 窒息の可能性→首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口をふさぐ
- 脱水症状、栄養不足のために衰弱している
- 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている
(障害児の受容拒否に注意)

② 重 度

(子どもの健康や成長、発達に重大な影響がある)

- 医療を必要とする外傷→新旧多数の打撲傷。骨折、裂傷、眼の外傷。熱湯や熱源による火傷がある
- 精神症状がみられ、医療的なケアが必要である
- 成長障害や発達の遅れが顕著である
- 明らかな性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある
- 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- 家から出してもらえない、閉じ込められている
- こどもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある

③ 中 度

(入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、人格形成に問題を残すことが危惧される)

- 慢性のあざや傷ができるような暴力を受けている
- 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある
- 生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない
- 長時間大人の監護なく家に放置されている

④ 軽 度

(実際にこどもへの暴力や養育に対する拒否感があり、虐待している親や周囲の者が虐待と感じているが、衝動のコントロールができ、かつ親子関係に重篤な病理がない)

- 外傷が残らない暴力
- こどもに健康問題を起こすほどでないネグレクト

⑤ 疑い

- 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

参考 NPO法人児童虐待防止協会「子どもの虐待ホットライン」より

- 「最重度 生命の危険あり」「重度虐待」該当 = 緊急性高
→ 原則児童相談所通告および警察通報
- 「中度虐待」該当 = 緊急性高
→ 原則児童相談所通告（必要に応じ警察通報）
- 「軽度虐待」「虐待の疑い」該当 = 緊急性低
→ 原則笠間市こども政策課通告

児童相談所の役割

- ・通告受付機関として、子どもの安全確認をするとともに、周辺調査や情報収集を行います。
- ・一時保護や立入調査、施設入所等の措置を踏まえた対応をします。
- ・子どもや家族の見立て（社会診断・心理診断・医学診断等）、専門的なケア、保護者支援など高い専門性を要する困難ケースへの対応をします。
- ・個別ケース対応の助言や技術的な支援、市町村間の連絡調整、要保護児童対策地域協議会への参加、相談体制整備への助言及び情報提供を通じて、市町村の後方支援をします。

笠間市こども政策課の役割

- ・身近な通告受付機関として、子どもの安全確認をするとともに、周辺調査や情報収集を行います。調査の結果、福祉・子育て支援サービス等の地域資源を活用することで対応可能と判断されるケースについて対応します。立入調査や一時保護、専門的な判定、児童福祉施設への入所等が必要と判断される困難ケースについては児童相談所に対応を依頼（送致）します。
- ・子どもが安定した生活を継続できるよう、家族を支え見守るとともに問題の軽減を図ります。
- ・要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関によるネットワークの構築及び支援のコーディネートをします。

3 要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク

(1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

被虐待児童だけでなく、保護や支援を要する子どもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置しています。

笠間市では、学校、保育所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、子どもに関わる様々な機関によって構成されています。

※(6) 構成機関一覧

(2) 対象となるこども等

要保護児童

保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童（虐待を受けている児童など）

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童)

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(若年、傷病・障害、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦)

※「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省平成25年8月改正版）」より引用

(3) 要対協におけるこども政策課の役割

① 調整機関

情報交換や各種会議実施の中核となり、子どもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。また、要保護児童等に関する台帳を作成し、支援状況の把握を行います。

② 要対協として調査の実施

要保護児童等の安全を目的として、要対協の構成機関以外に対しても情報提供を求めることができます（児童福祉法第25条の3）。具体的には、住民基本台帳の閲覧、医療情報の取得、転入前の自治体の情報取得、出入国状況調査などがあります。

(4) 要対協の約束

① 守秘義務

要対協の構成機関の間では、速やかに子どもの安全を確保するため、守秘義務のもと、必要な個人情報のやりとりをすることができます。

要対協の虐待対応においては、子どもの安全の確保が優先され、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。

② 隙間の無い支援

要保護児童等に対しては、緊急度や問題の背景に応じて、継続的な支援や専門的な支援が必要となります。関係機関のはざまに陥らないよう、役割分担などの連携体制の確認が必要です。

(5) 要対協の活動

●代表者会議

要保護児童等に対する支援について総合的な検討を行う
各機関の代表者が出席し、要保護児童等の支援に関する総合的な取り組みについての協議を行い、活動状況の報告及び評価を行います。

●実務者会議

要保護児童等の実態及び支援状況の情報共有を行い、各機関の役割や機能が効果的に発揮できるようにする。

児童相談所をはじめ各機関の実務責任者が出席し、要保護児童等に関する具体的施策の実施状況等について協議します。

◇ケース進行会議…ケースの支援経過を関係機関で共有し支援方針や役割分担に沿った支援が実施されているか定期的に確認し、必要に応じ個別ケース会議での協議につなげます。

◇主任児童委員連絡会…笠間、友部、岩間の各地域で事例を交え、地域の実情を踏まえた支援について協議します。

◇その他…新規ケースについて情報交換や事例検討などを行います。

●個別ケース検討会議

個々のケースについて関係機関が意見交換し、対応方針や役割分担を決める。
個別ケースに関わる実務担当者が出席し、支援経過の確認、今後の方向性や機関ごとの役割分担を協議します。

(6) こども支援のネットワーク

こどもに対する虐待の背景には、親子の関係だけではなく、夫婦や近隣、職場等の人間関係の問題や、経済的問題、健康状態など様々なものが重なり合っている場合があります。そのため、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて支援をしていく必要があります。

また、虐待の早期発見・早期支援のためには、こどもや家庭が日常的に関わる機関や地域の「目」がとても重要なものです。地域と関係機関によるネットワークが、子どもの安全を守ります。

笠間市要保護児童対策地域協議会機関・団体

No.	機 関 の 名 称
1	水戸地方法務局 人権擁護課
2	茨城県中央児童相談所
3	茨城県中央保健所
4	茨城県立中央病院
5	茨城県立こころの医療センター
6	笠間警察署 生活安全課
7	笠間市連合民生委員児童委員協議会（主任児童委員）
8	笠間市人権擁護委員協議会
9	笠間市青少年相談員会
10	笠間市医師会
11	笠間市歯科医師会
12	笠間市学校長会
13	笠間市社会福祉協議会
14	学識経験者
15	笠間市 家庭児童相談員
16	笠間市 学務課
17	笠間市 社会福祉課
18	笠間市 笠間支所保険福祉課
19	笠間市 岩間支所保険福祉課
20	笠間市 こども部
21	笠間市 こども福祉課
22	笠間市 こども育成支援センター
23	笠間市 こども政策課

虐待と思われる事案の記録

立

学校

記録日	令和 年 月 日		
子供	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女	
	住所		
就学状況	立 学校 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態 具体的に→		
学校での様子			
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
住所			
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から、いつから、頻度、どのような ・外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・本人の説明 		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの状況（学校、学年組、年齢 等） ・同居家族の状況 		
通告先（児童相談所か市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ・通告日、通告先、担当者 ・指示助言内容など 		
その他の通報先（警察、教育委員会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・通報日、通報先、担当者 ・指導助言内容など 		

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

<通告・通報先>

- ◎ 中央児童相談所
☎ 029-221-4150
〒310-0005 水戸市水府町864-16
- ◎ 笠間警察署 生活安全課
☎ 0296-73-0110
〒309-1614 笠間市寺崎79番地1
- ◎ 笠間市こども政策課
☎ 0296-78-3155
〒309-1734 笠間市南友部1966-1(地域医療センターかさま行政棟内)

いちはやく

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」とは・・・

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

こどもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするため、通話料は無料化されています。